

男女共同参画の歴史（国際連合、日本、豊中）

| 国際連合 | | 日本 | | 豊中 | |
|-------|---|-------|--|-------|---------|
| 1952年 | 女性の参政権に関する条約 採択 ※日本女性の参政権が認められたのは1945年 | | | | |
| | | 1955年 | 女性の参政権に関する条約 批准 | | |
| 1956年 | 日本 国連加盟 | | | | |
| 1957年 | 既婚女性の国籍に関する条約 採択 （日本未批准） ※婚儀、婚姻の解消、夫の国籍変更も、妻の国籍に影響を及ぼさない等 | | | | |
| 1962年 | 婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約 採択（日本未批准） | | | | |
| 1967年 | 女性差別撤廃宣言 ※家事育児に関する家族的責任が女性にあるとしていた | | | | |
| | | 1968年 | ILO「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」批准 | | |
| | | | | 1972年 | 婦人会館の開館 |
| 1975年 | 第1回世界女性会議（メキシコ） 国際女性年世界行動計画 策定 ※性別に基づいた固定的な役割をではなく、男女とも自分の個性に応じて人生を生きることが中心理念とされた | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--|-------|---|-------|--|
| 1976 ~ 1985年 | 国連女性の10年 ※平等・開発・平和をキーワードにした女性の地位向上のための取組 | | | 1976年 | 働く婦人の家の開館 |
| 1979年 | 女性差別撤廃条約 採択 | | | | |
| 1980年 | 第2回世界女性会議（デンマーク・コペンハーゲン） ※1979年に採択された「女性差別撤廃条約」の署名（条約の趣旨・目的についての各国の基本的な賛意の表明） | | | 1980年 | 市教研・女子教育研究会発足 （1987年 名称変更） |
| | | | | 1983年 | 婦人問題担当主幹を配置 豊中市婦人問題推進本部の設置 |
| | | 1984年 | 国籍法 改正 ※母親の国籍に基づき、子どもに日本国籍が与えられるようになった。 | 1984年 | 豊中市女性問題審議会の設置 豊中市女性問題推進本部に改称 |
| 1985年 | 第3回世界女性会議（ケニア・ナイロビ） ※女性の地位向上をめざした「2000年にむけての将来戦略」を採択 | 1985年 | 男女雇用機会均等法 成立 ※募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止などを定める 女性差別撤廃条約 批准 | 1985年 | 「豊中市における女性のための199の提言」（女性問題推進会議） 女性問題担当主幹に改称 |
| | | 1986年 | 男女雇用機会均等法 施行 | 1986年 | 女性問題審議会第1次答申 |
| | | 1986年 | 労働者派遣法 施行 ※人材派遣が正式に法律で認められた（13業務限定） | | |

| | | | | | |
|-------|-------------------------------------|-------|--|-------|--------------------------------------|
| | | | | 1987年 | 市教研・女子教育研究部会の名称を男女共生教育研究部会へ変更 |
| | | | | 1988年 | 女性問題審議会第2時答申 女性政策課の設置 |
| | | 1989年 | 高等学校で家庭科が女子のみ必修から、男女ともに「家庭一般」「生活一般」「生活技術」の三教科から一教科を選択必修へ。 | | |
| | | 1990年 | 出生率1.57ショック ※政府が、出生率の低下を“社会問題”として認識し、仕事と子育ての両立支援を取り組むきっかけとなった。 | 1990年 | 女性問題審議会第3次答申 豊中市女性政策基本方針の策定 |
| | | 1991年 | 育児休業法 成立 ※雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けられた | | |
| | | 1992年 | 育児休業法 施行 | | |
| 1993年 | 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択 | | | 1993年 | 「女性政策推進（女性センター）基礎調査報告書」（豊中市女性問題推進本部） |
| 1994年 | 国際人口開発会議 リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ（性と生殖に関 | 1994年 | 高等学校で家庭科男女共修化 | | |

| | | | | | |
|-------|--|-------|---|-------------------------|---|
| | する健康/権利) が提唱された | | | | |
| 1995年 | 第4回世界女性会議(中国・北京) ※女性の地位向上・ジェンダー平等の 推進をめざした国際会議 | 1995年 | ILO「家族的責任を有する男女 労働者の機会及び待遇の均等に関 する条約」批准 ※夫婦別姓、待婚機関などをふく む民法の改正は実現していない 育児・介護休業法 施行 (↑育児休業法改正) | 1995年 | 市教委、市教研から、男女共生 教育絵本出版『あめのひがすき』 『ひかるはひかる』(初版) |
| | | 1996年 | 改正労働者派遣法施行 ※26業務に拡大 | 1996年 | 豊中市立全小中学校で混合名簿 実施と市議会答弁 |
| | | | | 1997年 | 市議会で(仮称)豊中市女性総 合センター開設承認 |
| | | 1999年 | 改正男女雇用機会均等法 施行 ※募集、採用、配置、昇進の差別 禁止に加え、セクシュアルハラス メント防止の配慮義務が規定 | | |
| | | 1999年 | 男女共同参画社会基本法 施行 ※男女平等社会をめざす“社会活 動全般”に関する提案。 | | |
| | | 1999年 | 第2回改正労働者派遣法施行 ※対象業務原則自由化 | | |
| 1999年 | 女性差別撤廃条約・選択議定書 採択 | | | | |
| 2000年 | 国連女性2000年会議 ※1995年の世界女性会議北京の内容 を再確認する会 | 2000年 | 男女共同参画基本計画 閣議決定 | 2000年 2000年 2000年 | 『I THINK』再版 財団法人とよなか男女共同参画 推進財団創立 とよなか男女共同参画推進セン |

| | | | | | |
|-------|---|-------|---|-------|---|
| | | | | | ターすてっぷ開設 |
| | | 2001年 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法） 施行 | | |
| | | 2003年 | 住友電工訴訟 和解 ※男女による賃金差をめぐる労働訴訟 | 2003年 | 豊中市男女共同参画推進条例 施行 |
| | | 2004年 | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 施行 DV防止法 一次改訂 ※“暴力”定義が拡大され、精神的暴力も含まれた。対象者に、元配偶者も含まれた。 | 2004年 | 『あめのひがすき』『ひかるはひかる』『いつかわたしも』再版 豊中市男女共同参画計画(第1次計画) 策定 |
| 2005年 | 世界経済フォーラムがジェンダー・ギャップ指数を初公開（日本は38位/58か国） ※経済参加、政治参加、教育、健康の4分野における男女の格差を指数化したもの。男女でギャップ（差）が小さいほど順位が高い。日本は教育、健康のギャップは小さいが、経済・政治参加のギャップが大きい。 | 2005年 | 第2次男女共同参画基本計画 策定 ※出生率 過去最低の1.26%に | | |
| | | | | 2006年 | 「スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて～みんなで考えよう！セクシュアル・ハラスメント、ゼロの学校 |

| | | | | | |
|-------|--|-------|---|-------|--|
| | | | | | ～」 |
| | | 2007年 | 改正男女雇用機会均等法 施行 ※妊娠等を理由とする不利益扱いの禁止等 | | |
| | | 2008年 | DV防止法第2次改正 ※保護命令の拡充、市町村基本計画の策定、支援センターに関する改正、保護命令発令に関する通知などが改正された。 | | |
| 2010年 | ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）設立 決議 | 2010年 | 第3次男女共同参画基本計画 策定 | | |
| | | 2011年 | 東日本大震災からの復興の基本方針 ※災害時の男女共同参画センターの重要性が注目された。防災においても男女共同参画の視点を取り入れるきっかけとなった。 | 2011年 | 第2次豊中市男女共同参画計画 策定 |
| | | | | 2012年 | 人権政策課『デート DV 予防啓発冊子好きやったらいいん？』 |
| | | | | 2012年 | 第2次豊中市男女共同参画計画 策定 |
| | 世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数 105位/145カ国中 | 2013年 | DV防止法 3次改定 ※配偶者だけでなく、同居する交際相手からの暴力も含まれた | 2013年 | 男女共生教育連絡会議準備会発足（男女共生教育出前授業者養成講座実施） 市教研・男女共生教育カルタ作 |

| | | | | | |
|-------|---------------------------------------|-------|--|-------|---|
| | | | | | 成 |
| | | 2014年 | 改正男女雇用機会均等法 施行 ※性差別・セクハラ指針の改正など | 2014年 | 男女共生教育連絡会議準備会 (男女共生教育出前授業者養成講座実施) |
| 2015年 | 世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数 101位/145カ国中 | 2015年 | パートタイム労働法改正 労働者派遣法改正 第4次男女共同参画基本計画策定 | 2015年 | 男女共生教育連絡会議準備会 (男女共生教育出前授業者養成講座実施) |
| | | 2015年 | 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について、文部科学省から通知 | | |
| | | 2016年 | 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」について、文部科学省から通知 | 2016年 | 第2次男女共同参画計画中間見直し(学校教育及び若年者教育が重要事項に位置づく) |